

協力準備調査について

1. 趣旨

新 JICA 発足に伴い、従来、技術協力、有償資金協力、無償資金協力のそれぞれの援助手法が独自に有していた案件の形成のために行う初期段階の調査プロセスを、3 援助手法の相乗効果を発現させる観点から原則として統一し、「協力準備調査」という形で共通の調査プロセスを導入。これにより、新 JICA 発足に当たっての「効率性・機動性」、「相乗効果」及び「一体性」の原則を念頭に置きつつ、案件の実施を準備する段階の機動性・迅速性を確保。なお、協力準備調査は、改正後の国際協力機構法の第 13 条「業務の範囲」第 1 項第 8 号の規定（前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと）を根拠として実施。

2. 協力準備調査の内容

- (1) 特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの形成
- (2) 個別案件の発掘・形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性の確認

3. 現行調査スキームとの関係

協力準備調査は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 スキームの実施準備のために行われる新たな調査スキームだが、調査内容面では、以下に示す現行の各種調査が協力準備調査に関係。

- (1) 現 JICA によるプロジェクト形成調査
- (2) 現 JICA による開発調査のうち、我が国の将来の協力案件(主に資金協力)の形成又は事前準備としての性格を有する F/S 等
- (3) 現 JICA による無償資金協力の事前の調査
- (4) 現 JBIC による SAPROF

(注) 現開発調査は、協力準備調査の導入に伴い整理。政策立案又は公共事業計画策定支援に係る調査であって、原則、我が方の資金協力を必ずしも想定しないものは、「開発計画調査型技術協力」として実施。

4 . 基本業務フロー

(1) 協力準備調査の実施決定

我が国の政策、相手国の開発計画、先方政府の意向、JICA の実施方針等を踏まえ、JICA が協力準備調査の対象となる候補案件（協力シナリオを含む）を提示し、外務省と協議のうえ実施を決定。外交政策上のニーズを踏まえ、外務省からの要請に応じて、協力準備調査の実施を決定する場合もある。JICA の主管部は地域担当部。

(2) 協力準備調査の実施

JICA は協力準備調査の実施が決定された案件について、具体的な調査実施の準備（TOR の作成、コンサルタントの調達等）を行い、先方（政府）の了解を得たうえで、現地調査を実施。JICA は、先方（政府）から提出される情報、在外事務所等を通じて収集される情報、本邦から派遣される調査団や専門家から得られる情報等を総合的に勘案し、調査の TOR を作成。調査の実施担当部は地域担当部が決定。地域担当部が自ら実施する場合、課題担当部が実施する場合、在外事務所が実施する場合がある。

(3) 調査結果に基づく個別案件の対処方針の協議

JICA は、相手国政府からの要請内容や協力準備調査の結果に基づき、日本政府と個別案件の対処方針を協議。

（注）この時点までに、相手国政府からの正式要請がなされていると想定。

(4) 対処方針に基づく審査等

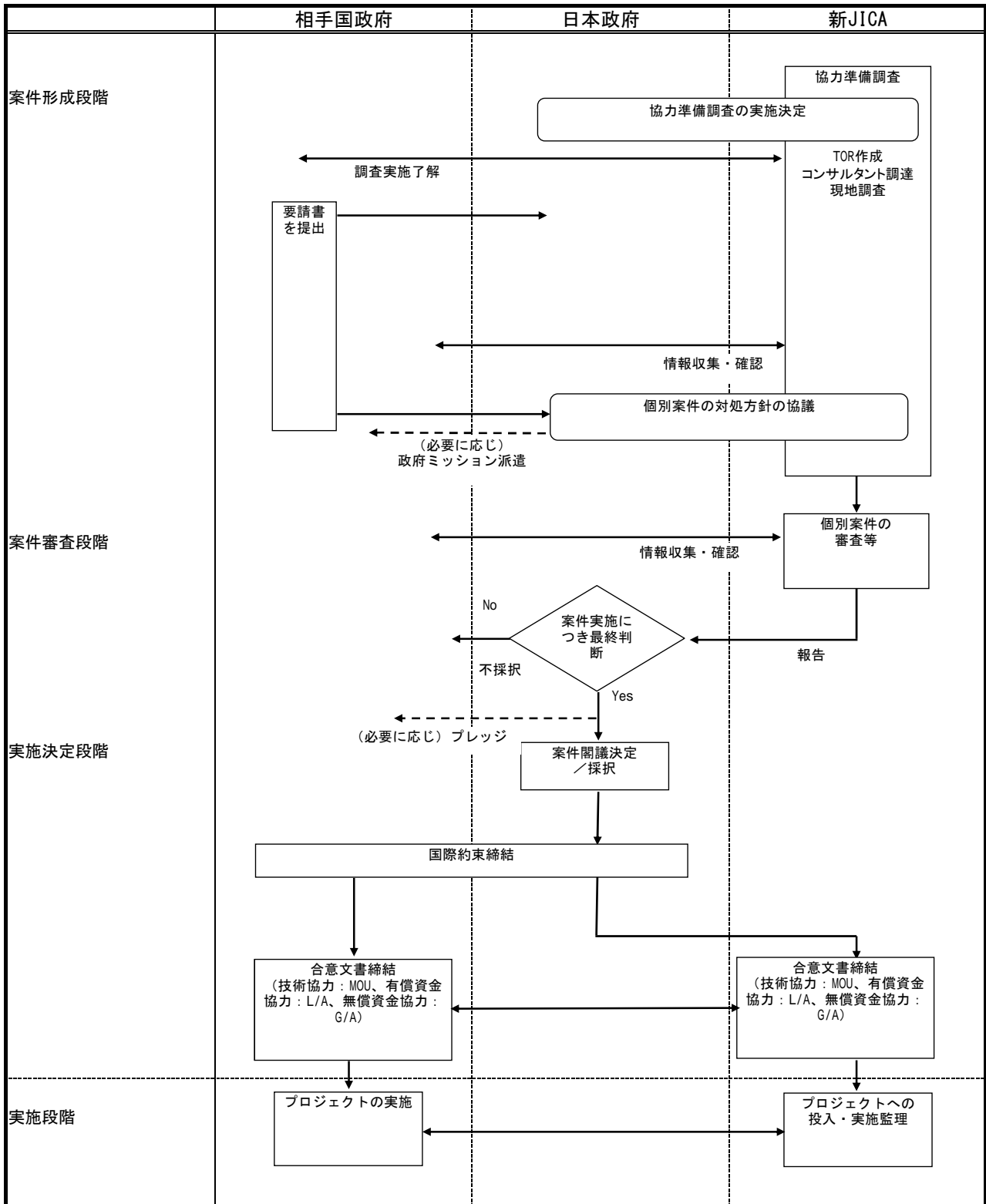
JICA は、個別案件の対処方針の確認を踏まえ、実施機関としての審査、調査等を実施。

(5) 政府への報告

JICA は上記（ 4 ）の結果を、日本政府に報告。

以上

新JICAの業務フローにおける各主体の役割



注：上記以外にも相手国政府とは様々なタイミングでやり取りがある。